

令和6年12月会議

一般質問 参考資料

藤本 憲一 議員

買い物困難者への支援策

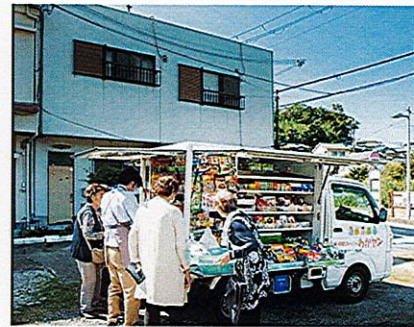
「概要」

9月末で妙寺地区内のスーパー、衣料店が撤退した。その後利用者が生活に大きな影響がでていることについて、いくつかの質問をしたい。

食料品や日用品などの買い物が困難になった人々を「買い物困難者」又は、「買い物弱者」という。困難者の解消を進めていくことは住む人の生きる権利だということから、町はこの問題について検討しているのか。検討中であれば、現状を説明願いたい。

「移動販売」

運営しているのは主に、スーパーやコンビニ、JA が主体、NPO 法人がかかわっているケースもある。住まいの近くまで来てくれる、実際に商品を見て自分で選ぶ買い物ができる。和歌山市が社会福祉協議会を主体として移動販売を試行している。



「移動スーパーわかヤン」より

「配達サービス」

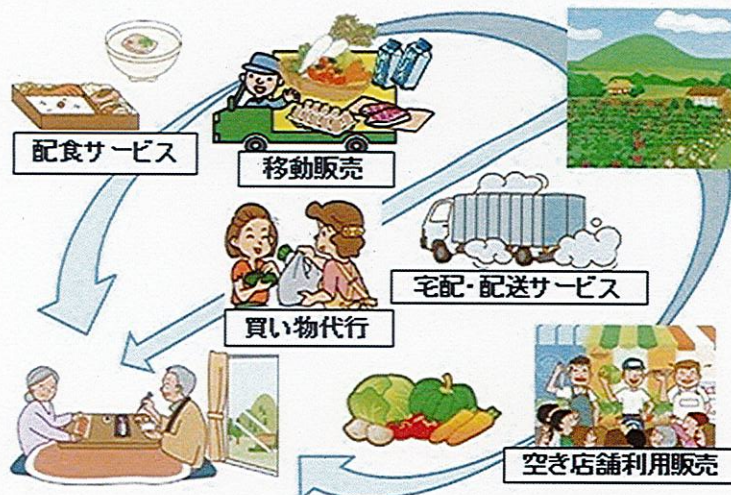
ネットスーパーや宅配サービスの事である。外出しないで、買い物ができる。ただ、対象エリアが限定されている場合も多いため、エリアの確認が必要。

「買い物代行」

買い物そのものを代行してもらう方法である。地域にボランティアや代行業者があればサービスを受けることができる。要支援、要介護の認定を受けていれば、訪問介護サービスが利用可能。

「ミニ販売所」

買い物を目的に定期的に運営するショップ的な販売所。地域の方に運営参加してもらうような仕組みを自治体が応援かつ、補助する。



農林水産省「食品アクセス（買物困難者等）問題ポータルサイト」より